

【憲法】

【問題】 以下を読み、設問に答えなさい。

私立Y大学（以下、「Y大学」とする。）は、A国B大統領の来日に際して講演会を企画したが、参加希望者が多数となることが想定されたため、参加希望の学生に、予め決められた登録期間内に、Y大学が開設したホームページ上の同講演会参加申込のサイトに学籍番号、氏名、住所、メールアドレス（以下、これら4情報を「本件情報」という。）を登録させ、これをデータ化した同講演会参加希望者名簿（以下、「本件名簿」という。）を作成することとした。登録期間内に本件名簿に登録を行った学生は850名であった。

登録期間終了後、この講演会開催に関し、ある政治グループがB大統領に危害を加えるおそれがあるとの情報が政府機関に寄せられたことから、Y大学に対し、外務省などから万全の警備体制を敷くよう要請が出された。特にY大学が所在するK県警察からは、Y大学に対し、不測の事態に備える警備のために、本件名簿をK県警察の公安部門に提出することが再三求められた。

Y大学は、これらの要請について学内で検討を重ね、大学として、講演会の警備をK県警察に委ね、本件名簿をK県警察に提出するという決定を行い、実際に本件名簿をUSBに入れてK県警察の公安部門に提出した（以下、「本件提出行為」という。）。その後、K県警察を中心とする厳重な警戒態勢の下に講演会は無事終了した。

Y大学の学生Xは、本講演会に興味を持ち、登録期間内に参加申込みサイトに本件情報を登録して講演会に参加したが、講演会終了後にY大学の本件提出行為を知り、本件提出行為に対し、強い不快を感じるとともに、不安感を覚え、憲法上問題があるのではないかと考えるにいたった。

なお、Y大学は、参加申込みサイトにおいて、本件情報を登録した本件名簿を作成する目的を、「本人確認のため」、「急な連絡に備えるため」、「会場準備の都合上」と示していたが、本件名簿を「警備のため警察に提出することがある」ということは示していなかった。また、登録期間終了から本件提出行為まで5日あったが、Y大学は、本件提出行為について、本件情報を登録した学生たちに何ら連絡することなく、同意を得ることはなかった。

設問

Xは、本件提出行為の憲法上の問題点についての意見を求めるため、弁護士甲を訪れた。あなたが甲であるとした場合、本件提出行為の憲法上の問題点について、どのような意見を述べるか。本件提出行為が、いかなる憲法上の権利との関係で問題になり得るのかを明確にした上で、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。